

新旧対照表

○特定個人情報保護評価書(児童手当に関する事務 重点項目評価書)

新	旧
<p>特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)</p>	<p>特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)</p>
<p>表紙</p> <p>項目一覧</p> <p>I 基本情報</p>	<p>表紙</p> <p>項目一覧</p> <p>I 基本情報</p>
<p>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p>	<p>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p>
<p>※本項目は変更がないため記載を省略する。(以下「略」の表示がある場合は全て同じ。)</p>	<p>略</p>
<p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</p>	<p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</p>
<p>システム1～3</p>	<p>システム1～3</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>システム4</p>	<p>システム4</p>
<p>①システムの名称</p>	<p>①システムの名称</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>②システムの機能</p>	<p>②システムの機能</p>
<p>1. 符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「情報提供用個人識別符号(以下「符号」という。)」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会・情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、中間サーバコネクタ、汎用</p>	<p>1. 符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「情報提供用個人識別符号(以下「符号」という。)」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会・情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、中間サーバコネクタ、汎用</p>

新		旧	
	<p>機との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、保管・管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保有・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会・情報提供、符号取得のための情報等を連携する。</p> <p>8. 操作者認証・権限管理機能 中間サーバを利用する操作者のアクセス権限・操作権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>9. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期間切れ情報の消去を行う。</p> <p>—</p>		<p>機との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、保管・管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能(※) 特定個人情報(連携対象)を副本として、保有・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会・情報提供、符号取得のための情報等を連携する。</p> <p>8. 操作者認証・権限管理機能 中間サーバを利用する操作者のアクセス権限・操作権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>9. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期間切れ情報の消去を行う。</p> <p>※・・・児童手当に関する事務においては、「情報提供データベース管理機能」は使用しない。</p>
③他のシステムと接続	略	③他のシステムと接続	略
システム5		システム5	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能	①システムの名称	
②システムの機能	1. 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能。	②システムの機能	

新		旧	
	2. 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能。		
③他のシステムと接続	[○]その他 (LGWAN=ASPサービス)	③他のシステムと接続	
3. 特定個人情報ファイル名		3. 特定個人情報ファイル名	
(1) 児童手当ファイル(児童手当システム) (2) 福祉住登外者等記録ファイル(福祉住登外等記録システム) (3) 地方税関係情報ファイル(児童手当システム) (4) 中間サーバコネクタDBファイル(中間サーバコネクタ) (5) 情報連携ファイル(中間サーバ・プラットフォーム) ※ファイル名後ろの()内 … 当該ファイルを含む「2特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム」の名称を記載する。		(1) 児童手当ファイル(児童手当システム) (2) 福祉住登外者等記録ファイル(福祉住登外等記録システム) (3) 地方税関係情報ファイル(児童手当システム) (4) 中間サーバコネクタDBファイル(中間サーバコネクタ) ※ファイル名後ろの()内 … 当該ファイルを含む「2特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム」の名称を記載する。	
4. 個人番号の利用		4. 個人番号の利用	
法令上の根拠	略	法令上の根拠	略
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	略	①実施の有無	略
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第2項 別表第二の26、74、75、87の項、主務省令管理番号56-4(74-1)、56-5(74-1)、56-6(75-1)、56-11(74-1)、56-12(74-1)、56-13(75-1)、56-25(74-1)、56-26(74-1)、56-27(74-1)、56-28(74-1)、(26-5)、(87-5)	②法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第2項 別表第二の74、75の項、主務省令管理番号56-4(74-1)、56-5(74-1)、56-6(75-1)、56-11(74-1)、56-12(74-1)、56-13(75-1)、56-25(74-1)、56-26(74-1)、56-27(74-1)、56-28(74-1)
6. 評価実施機関における担当部署～7. 他の評価実施機関		6. 評価実施機関における担当部署～7. 他の評価実施機関	
略		略	
II 特定個人情報ファイルの概要		II 特定個人情報ファイルの概要	
1. 特定個人情報ファイル名		1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 児童手当ファイル		(1) 児童手当ファイル	
2. 基本情報		2. 基本情報	
略		略	
3. 特定個人情報の入手・使用		3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元	[○]本人又は本人の代理人、[○]評価実施機関内の他部署(区民生活部区民課、課税課、総務部情報政策課)、	①入手元	[○]本人又は本人の代理人、[○]評価実施機関内の他部署(区民生活部区民課、課税課、政策経営部情報政策

新		旧	
	[○]行政機関・独立行政法人等(日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会)、[○]地方公共団体・地方独立行政法人(他自治体)		課)、[○]行政機関・独立行政法人等(日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会)、[○]地方公共団体・地方独立行政法人(他自治体)
②入手方法	[○]紙、[○]庁内連携システム、[○]情報提供ネットワークシステム、[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能)	②入手方法	[○]紙、[○]庁内連携システム、[○]情報提供ネットワークシステム、[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)
③使用目的～ ⑥使用開始日	略	③使用目的～ ⑥使用開始日	略
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
略		略	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[○]提供を行っている (2)件	提供・移転の有無	[○]行っていない
提供先1	都道府県知事等	提供先1	
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2の26の項	①法令上の根拠	
②提供先における用途	・生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	②提供先における用途	
③提供する情報	・児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	④提供する情報の対象となる本人の数	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム	⑥提供方法	
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	⑦時期・頻度	
提供先2	都道府県知事等	提供先2	
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2の87の項	①法令上の根拠	
②提供先における用途	・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による一時金の支給又は保険料の納付に関する事務	②提供先における用途	
③提供する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関	③提供する情報	

新		旧	
	する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	④提供する情報の対象となる本人の数	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム	⑥提供方法	
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去～7. 備考		6. 特定個人情報の保管・消去～7. 備考	
略		略	
II 特定個人情報ファイルの概要		II 特定個人情報ファイルの概要	
1. 特定個人情報ファイル名		1. 特定個人情報ファイル名	
(4) 中間サーバコネクタDBファイル		(4) 中間サーバコネクタDBファイル	
2. 基本情報		2. 基本情報	
略		略	
3. 特定個人情報の入手・使用		3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元	[○]本人又は本人の代理人、[○]評価実施機関内の他部署(区民生活部区民課、保健福祉部杉並福祉事務所、総務部情報政策課)、[○]行政機関・独立行政法人等(日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会)、[○]地方公共団体・地方独立行政法人(他自治体)	①入手元	[○]本人又は本人の代理人、[○]評価実施機関内の他部署(区民生活部区民課、保健福祉部杉並福祉事務所、政策経営部情報政策課)、[○]行政機関・独立行政法人等(日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会)、[○]地方公共団体・地方独立行政法人(他自治体)
②入手方法～ ⑥使用開始日	略	②入手方法～ ⑥使用開始日	略
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託～7. 備考		4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託～7. 備考	
略		略	
II 特定個人情報ファイルの概要		II 特定個人情報ファイルの概要	
1. 特定個人情報ファイル名		1. 特定個人情報ファイル名	

新		旧	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無	[委託しない]	委託の有無	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[○]提供を行っている (1)件	提供・移転の有無	
提供先1	番号法第19条第7号及び別表第2の第1欄に定める情報照会者	提供先1	
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2	①法令上の根拠	
②提供先における用途	・番号法別表第2に定める各事務	②提供先における用途	
③提供する情報	・児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	④提供する情報の対象となる本人の数	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	[2 基本情報③対象者となる本人の範囲]と同じ	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム	⑥提供方法	
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去		6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所	<ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	保管場所	
7. 備考		7. 備考	
二			
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目		(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	
(1) 児童手当ファイル		(1) 児童手当ファイル	
(2) 福祉住登外者等記録ファイル		(2) 福祉住登外者等記録ファイル	
(3) 地方税関係情報ファイル		(3) 地方税関係情報ファイル	
(4) 中間サーバコネクタDBファイル		(4) 中間サーバコネクタDBファイル	

新	旧																				
<p>(5)情報連携ファイル <u>1. 3歳未満児童数 2. 3歳以上小学校修了前児童数 3. 中学生児童数 4. 合計児童数 5. 3歳未満月額 6. 3歳以上小学校修了前月額 7. 中学生月額 8. 合計月額 9. 支給開始年月 10. 支給終了年月日 11. 認定年月日 12. 改定年月日</u></p>																					
<p>Ⅲリスク対策</p>	<p>Ⅲリスク対策</p>																				
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="190 410 1104 454">1. 特定個人情報ファイル名</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="190 458 1104 571">(1)児童手当ファイル (2)福祉住登外者等記録ファイル (3)地方税関係情報ファイル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="190 574 1104 619">2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="190 622 1104 667">リスク: 目的外の入手が行われるリスク</td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 670 481 1420">リスクに対する措置の内容</td> <td data-bbox="486 670 1104 1420"> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティマネジメント実施基準に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者と無関係な情報及び対象者情報であっても業務に不必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、対象者以外の情報入手を抑止(防止)する。 ・児童手当等に係る手続き(請求・届出等)で、窓口で情報を入力する場合は、番号法16条及び同施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受けることで、対象者以外の情報入手を防止する。 ・認定請求書と同意書(配偶者の所得を確認する必要がある場合で、公簿で確認する場合に提出を受ける。)については、本人しか知りえない個人番号の記載があり、情報突合の際には、この個人番号の一致も審査する。 ・認定請求書等については、児童手当法施行規則等で示された様式に基づき、必要以外の情報が記載できない書式とする。 ・認定等の入力処理時において、入力担当と点検担当を別 </td> </tr> </table>	1. 特定個人情報ファイル名		(1)児童手当ファイル (2)福祉住登外者等記録ファイル (3)地方税関係情報ファイル		2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)		リスク: 目的外の入手が行われるリスク		リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティマネジメント実施基準に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者と無関係な情報及び対象者情報であっても業務に不必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、対象者以外の情報入手を抑止(防止)する。 ・児童手当等に係る手続き(請求・届出等)で、窓口で情報を入力する場合は、番号法16条及び同施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受けることで、対象者以外の情報入手を防止する。 ・認定請求書と同意書(配偶者の所得を確認する必要がある場合で、公簿で確認する場合に提出を受ける。)については、本人しか知りえない個人番号の記載があり、情報突合の際には、この個人番号の一致も審査する。 ・認定請求書等については、児童手当法施行規則等で示された様式に基づき、必要以外の情報が記載できない書式とする。 ・認定等の入力処理時において、入力担当と点検担当を別 	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1180 410 2083 454">1. 特定個人情報ファイル名</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1180 458 2083 571">(1)児童手当ファイル (2)福祉住登外者等記録ファイル (3)地方税関係情報ファイル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1180 574 2083 619">2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1180 622 2083 667">リスク: 目的外の入手が行われるリスク</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1180 670 1471 1420">リスクに対する措置の内容</td> <td data-bbox="1476 670 2083 1420"> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティマネジメント実施基準に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者と無関係な情報及び対象者情報であっても業務に不必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、対象者以外の情報入手を抑止(防止)する。 ・児童手当等に係る手続き(請求・届出等)で、窓口で情報を入力する場合は、番号法16条及び同施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受けることで、対象者以外の情報入手を防止する。 ・認定請求書と同意書(配偶者の所得を確認する必要がある場合で、公簿で確認する場合に提出を受ける。)については、本人しか知りえない個人番号の記載があり、情報突合の際には、この個人番号の一致も審査する。 ・認定請求書等については、児童手当法施行規則等で示された様式に基づき、必要以外の情報が記載できない書式とする。 ・認定等の入力処理時において、入力担当と点検担当を別 </td> </tr> </table>	1. 特定個人情報ファイル名		(1)児童手当ファイル (2)福祉住登外者等記録ファイル (3)地方税関係情報ファイル		2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)		リスク: 目的外の入手が行われるリスク		リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティマネジメント実施基準に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者と無関係な情報及び対象者情報であっても業務に不必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、対象者以外の情報入手を抑止(防止)する。 ・児童手当等に係る手続き(請求・届出等)で、窓口で情報を入力する場合は、番号法16条及び同施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受けることで、対象者以外の情報入手を防止する。 ・認定請求書と同意書(配偶者の所得を確認する必要がある場合で、公簿で確認する場合に提出を受ける。)については、本人しか知りえない個人番号の記載があり、情報突合の際には、この個人番号の一致も審査する。 ・認定請求書等については、児童手当法施行規則等で示された様式に基づき、必要以外の情報が記載できない書式とする。 ・認定等の入力処理時において、入力担当と点検担当を別
1. 特定個人情報ファイル名																					
(1)児童手当ファイル (2)福祉住登外者等記録ファイル (3)地方税関係情報ファイル																					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)																					
リスク: 目的外の入手が行われるリスク																					
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティマネジメント実施基準に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者と無関係な情報及び対象者情報であっても業務に不必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、対象者以外の情報入手を抑止(防止)する。 ・児童手当等に係る手続き(請求・届出等)で、窓口で情報を入力する場合は、番号法16条及び同施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受けることで、対象者以外の情報入手を防止する。 ・認定請求書と同意書(配偶者の所得を確認する必要がある場合で、公簿で確認する場合に提出を受ける。)については、本人しか知りえない個人番号の記載があり、情報突合の際には、この個人番号の一致も審査する。 ・認定請求書等については、児童手当法施行規則等で示された様式に基づき、必要以外の情報が記載できない書式とする。 ・認定等の入力処理時において、入力担当と点検担当を別 																				
1. 特定個人情報ファイル名																					
(1)児童手当ファイル (2)福祉住登外者等記録ファイル (3)地方税関係情報ファイル																					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)																					
リスク: 目的外の入手が行われるリスク																					
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティマネジメント実施基準に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者と無関係な情報及び対象者情報であっても業務に不必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、対象者以外の情報入手を抑止(防止)する。 ・児童手当等に係る手続き(請求・届出等)で、窓口で情報を入力する場合は、番号法16条及び同施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受けることで、対象者以外の情報入手を防止する。 ・認定請求書と同意書(配偶者の所得を確認する必要がある場合で、公簿で確認する場合に提出を受ける。)については、本人しか知りえない個人番号の記載があり、情報突合の際には、この個人番号の一致も審査する。 ・認定請求書等については、児童手当法施行規則等で示された様式に基づき、必要以外の情報が記載できない書式とする。 ・認定等の入力処理時において、入力担当と点検担当を別 																				

新		旧	
	<p>にし、二重チェックを行うことで、資料の取り違え等による対象者以外の情報の誤入力を防止する。</p> <p>・サービス検索・電子申請機能からの児童手当等に係る手続き(請求・届出等)は、申請者が画面の誘導に従いサービスを検索の上、申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面の誘導を簡潔に行うことで、異なる手続きに係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>		<p>にし、二重チェックを行うことで、資料の取り違え等による対象者以外の情報の誤入力を防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	略	リスクへの対策は十分か	略
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>(不適切な方法で入手が行われるリスク対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定を広く職員に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する。 ・児童手当等に関する事務を取り扱うにあたり、根拠法令である児童手当法及び同施行令等に規定された内容を遵守することで、不適切な方法による情報の入手を防止する。 ・情報セキュリティマネジメント実施基準による情報セキュリティ教育実施の際、根拠法令等の規定に基づく正当な資料の入手を指導徹底する。 ・本人から情報を取得する場合は、児童手当等の審査資料となる旨を説明した上で取得する。 ・他自治体、日本年金機構等、本人以外からの情報をシステムを通して取得する場合は、アクセス権が与えられた者のみが取得できるようにシステム的に制限する。 ・日付の範囲指定で操作ログを採取し、入手時期や件数等で不自然な受給事由の認定等が行われていないかを確認する。 <p>・申請者がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。</p> <p>・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において、申請者に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作してもらい、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、申請者に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施できるように措置を講じている。</p> <p>(入手した特定個人情報が不正確であるリスク対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人から個人番号の提供を受ける場合には、個人番号カードや通知カード等の提示を 		<p>(不適切な方法で入手が行われるリスク対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定を広く職員に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する。 ・児童手当等に関する事務を取り扱うにあたり、根拠法令である児童手当法及び同施行令等に規定された内容を遵守することで、不適切な方法による情報の入手を防止する。 ・情報セキュリティマネジメント実施基準による情報セキュリティ教育実施の際、根拠法令等の規定に基づく正当な資料の入手を指導徹底する。 ・本人から情報を取得する場合は、児童手当等の審査資料となる旨を説明した上で取得する。 ・他自治体、日本年金機構等、本人以外からの情報をシステムを通して取得する場合は、アクセス権が与えられた者のみが取得できるようにシステム的に制限する。 ・日付の範囲指定で操作ログを採取し、入手時期や件数等で不自然な受給事由の認定等が行われていないかを確認する。 <p>(入手した特定個人情報が不正確であるリスク対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人から個人番号の提供を受ける場合には、個人番号カードや通知カード等の提示を 	

新	旧
<p>受ける。また、本人確認を行う際は、番号法16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。また、受けた申請書等については、4情報を確認することで入手する情報の正確性を担保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他自治体や日本年金機構等、本人以外から個人番号の提供を受ける際は、情報提供元が本人に対して個人番号及び4情報が正しいことを確認する。 ・国等から示される事務処理要領等を参考に事務処理対象者の個人番号カード等の提示を受け、本人確認及び個人番号の確認を行う。 ・入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。 ・個人番号カードの提示が無い場合には、運転免許証の提示等により得られた本人確認情報とシステムによって確認する本人確認情報との対応付けを行い、個人番号が本人のものであることを担保する。 ・住民登録外者の場合は、住民基本台帳ネットワークを通して住民登録地である他自治体へ個人番号を照会し、本人確認情報との対応付けを行う。 ・窓口での聴聞や添付書類との整合性から正確性を担保する。 ・情報の入力、削除、訂正を行う場合には処理者と点検者を別にし、二重チェックを行うことで正確性を担保する。 ・杉並区に住民登録をしている者の4情報及び個人番号については、住民基本台帳に関する事務における手順により正確性が担保される。 ・公簿情報(住民登録及び所得等)の確認等ができない又は添付書類に不足がある場合は、提出や情報確認ができるまでは認定保留の取扱いとし、一定期間その提出等がない場合は却下扱いとする。 ・申請者がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した業務主管課は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 <p>(入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、職員が直接認定請求書等を收受する。また、受付事務が完了次第、直ちに書類を定められた保管箱へ格納する。 	<p>受ける。また、本人確認を行う際は、番号法16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。また、受けた申請書等については、4情報を確認することで入手する情報の正確性を担保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他自治体や日本年金機構等、本人以外から個人番号の提供を受ける際は、情報提供元が本人に対して個人番号及び4情報が正しいことを確認する。 ・国等から示される事務処理要領等を参考に事務処理対象者の個人番号カード等の提示を受け、本人確認及び個人番号の確認を行う。 ・入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。 ・個人番号カードの提示が無い場合には、運転免許証の提示等により得られた本人確認情報とシステムによって確認する本人確認情報との対応付けを行い、個人番号が本人のものであることを担保する。 ・住民登録外者の場合は、住民基本台帳ネットワークを通して住民登録地である他自治体へ個人番号を照会し、本人確認情報との対応付けを行う。 ・窓口での聴聞や添付書類との整合性から正確性を担保する。 ・情報の入力、削除、訂正を行う場合には処理者と点検者を別にし、二重チェックを行うことで正確性を担保する。 ・杉並区に住民登録をしている者の4情報及び個人番号については、住民基本台帳に関する事務における手順により正確性が担保される。 ・公簿情報(住民登録及び所得等)の確認等ができない又は添付書類に不足がある場合は、提出や情報確認ができるまでは認定保留の取扱いとし、一定期間その提出等がない場合は却下扱いとする。 <p>(入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、職員が直接認定請求書等を收受する。また、受付事務が完了次第、直ちに書類を定められた保管箱へ格納する。

新	旧
<p>・郵送で情報を入手する場合は、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止するため、事前に担当所属名及び所在地を広く周知する。また、返信用封筒等はあらかじめ担当所属名及び所在地を印刷等したものを使用する。</p> <p>・端末には、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。</p> <p>・システム起動に必要なソフトウェアは、情報政策課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止する。</p> <p>・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体の間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。</p>	<p>・郵送で情報を入手する場合は、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止するため、事前に担当所属名及び所在地を広く周知する。また、返信用封筒等はあらかじめ担当所属名及び所在地を印刷等したものを使用する。</p> <p>・端末には、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。</p> <p>・システム起動に必要なソフトウェアは、情報政策課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止する。</p>
<p>3. 特定個人情報の使用～5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p>	<p>3. 特定個人情報の使用～5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <input type="radio"/>接続しない(入手) <input type="radio"/>接続しない(提供)</p>	<p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <input type="checkbox"/>接続しない(入手) <input type="radio"/>接続しない(提供)</p>
<p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p>	<p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p>
<p>リスクに対する措置の内容</p> <p>(以下削除)</p>	<p>情報提供ネットワークへの接続は中間サーバ・プラットフォームが行う機能であるが、児童手当に関する事務では中間サーバ・プラットフォームに特定個人情報ファイルを保有しないことから、記録元である児童手当ファイルを「入手」元として情報提供ネットワークシステムとの接続についての記載を行う。</p> <p>(中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)</p> <p>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。</p>

新		旧	
			<p>・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなる。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か		リスクへの対策は十分か	[十分である]
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>【不適切な接続端末の操作やオンライン連携等のリスク対策】 (中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録し抑止する。 ・定期的なログの確認をルール化し実施する。実施の頻度等については中間サーバの不正検知の方法、ログの参照を行う自治体の環境等が明らかになった後適正な期間を「情報提供ネットワーク運用手順書(仮)」に定め実施する。 <p>【安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク、入手した特定個人情報が不正確であるリスク対策】 (中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することを担保する。 <p>【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク、不適切な方法で提供されるリスク対策】 (中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施する。また、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報を暗号化(照会者の中間サーバでしか復号できない仕組み)し、情報提供ネットワークシステムでは復号できないものとする。

新	旧
	<ul style="list-style-type: none"> ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設ける。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動削除し、リスクを軽減する。 (中間サーバ・プラットフォームにおける措置) ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用する。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化する。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行い、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用事業者における情報漏洩等のリスクを極小化する。 ・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスを不可とする。 <p>【不正な名寄せが行われるリスク対策】 (中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携においてのみ、符号を用いることをシステム上で担保する。
7. 特定個人情報の保管・消去～10. その他のリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去～10. その他のリスク対策
略	略

Ⅲリスク対策

1. 特定個人情報ファイル名	
(5) 情報連携ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本特定個人情報ファイルの入手元は中間サーバコネクタに限られるため、区の当該事項に関するリスク対策は、「(4) 中間サーバコネクタDBファイル」のリスク対策と同様となる。
リスクへの対策は十分か	[十分である]
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
本特定個人情報ファイルの入手元は中間サーバコネクタに限られるため、区の当該事項に関するリスク対策は、「(4) 中間サーバコネクタDBファイル」のリスク対策と同様となる。	
3. 特定個人情報の使用	

Ⅲリスク対策

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	

新		旧	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報と紐付けが行われるリスク		リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報と紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 宛名システム機能は中間サーバコネクタが実施する仕組みであり、個人番号利用事務以外では個人番号の検索ができないよう、システム上で制御する。 中間サーバコネクタには個人番号、4情報等の情報連携に必要な情報のみ記録し、不必要な情報との紐付けが行えないよう、システム上で制御する。 中間サーバコネクタでは、個人番号利用事務のみ個人番号検索を可能とする仕組みとするため、他システムにおける個人番号利用事務以外からの中間サーバコネクタを利用した情報の紐付けは行えない設定とする。 	リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	リスクへの対策は十分か	
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている]	ユーザ認証の管理	
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 中間サーバのユーザ認証については住民基本台帳ネットワークシステムにおけるそれと同等以上の管理方法がとられ、利用する職員の認証と職員に与えられた操作権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 	具体的な管理方法	
その他の措置の内容	<p>(アクセス権限の発効・失効の管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバでは、ユーザIDごとのアクセス権限の発効について、主管課からの申請により情報システム担当課長の承認後、管理を委任された情報政策課の職員が行う。失効は、主管課からの解除申請により、情報システム担当課長の承認後、同課の職員が行う。この他、申請漏れ等の対応として、人事異動情報その他の権限失効に関わる情報を同課の職員が得た段階で、随時その権限を失効する。 <p>(アクセス権限の管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバの操作権限については、「ユーザID管理簿」を作成した上、情報政策課の職員が定期的に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。 	その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	リスクへの対策は十分か	

新		旧	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
二			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <input checked="" type="checkbox"/> 委託しない		4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <input type="checkbox"/> 委託しない	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 提供・移転しない		5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <input type="checkbox"/> 提供・移転しない	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)		6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>(中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)</p> <p>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。</p> <p>・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなる。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<input checked="" type="checkbox"/> 十分である	リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク		リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>(中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)</p> <p>・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められ</p>	リスクに対する措置の内容	

新		旧	
	<p>た特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受信し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>・特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受信及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	リスクへの対策は十分か	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>(不適切な接続端末の操作やオンライン連携等のリスク)</p> <p>(中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)</p> <p>・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録し抑止する。</p> <p>・定期的なログの確認をルール化し実施する。実施の頻度等については中間サーバの不正検知の方法、ログの参照を行う自治体の環境等が明らかになった後、適正な期間を「情報提供ネットワーク運用手順書(仮)」に定め実施する。</p> <p>(安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク、入手した特定個人情報が不正確であるリスク対策)</p> <p>(中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)</p> <p>・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することを担保する。</p>	情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

新	旧
<p>(入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク、不適切な方法で提供されるリスク対策)</p> <p>(中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施する。また、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報を暗号化(照会者の中間サーバでしか復号できない仕組み)し、情報提供ネットワークシステムでは復号できないものとする。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設ける。 ・セキュリティ管理機能(暗号化・復号機能及び鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受信した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動削除し、リスクを軽減する。 <p>(中間サーバ・プラットフォームにおける措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用する。 ・中間サーバと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化する。 ・特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)し、利用する団体であっても他団体が管理する情報へのアクセスを不可とする。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行い、中間サーバ・プラットフォームの保守・運営事業者における情報漏洩等のリスクを極小化する。 ・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスを不可とする。 <p>(誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク対策)</p> <p>(中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受信した上で、情報照会内容に対応した情報提供をする。 ・情報提供データベース管理機能(特定個人情報を副本として保存・管理する機能)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容確認を行う。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータの出力機能を有する。 <p>(不正な名寄せが行われるリスク対策)</p> <p>(中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携においてのみ、符号を用いることをシステム上で担保する。 	

新		旧	
7. 特定個人情報の保管・消去		7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	①事故発生時手順の策定・周知	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	
その内容	二	その内容	
再発防止策の内容	二	再発防止策の内容	
その他の措置の内容	(中間サーバ・プラットフォームにおける措置) ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室出者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する措置)等を導入し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	リスクへの対策は十分か	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
(特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク対策) ・保有する項目に変更がある場合、オンラインで更新される仕組みのため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。			
8. 監査		8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検	実施の有無	
9. 従業員に対する教育・啓発		9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分にしている]	従業員に対する教育・啓発	
具体的な方法	(中間サーバ・プラットフォームにおける措置) ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用	具体的な方法	

新		旧	
	規則等について研修を行うこととしている。		
10. その他のリスク対策		10. その他のリスク対策	
(中間サーバ・プラットフォームにおける措置) ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。			
IV開示請求、問合せ		IV開示請求、問合せ	
1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区総務部情報政策課情報公開係	①請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係
②請求方法～ ④個人情報ファイル簿への不記載等	略	②請求方法～ ④個人情報ファイル簿への不記載等	略
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
略		略	
V評価実施手続		V評価実施手続	
略		略	